

---

## ハラスメントの防止に対する基本的な考え方

---

日本医療科学大学(以下「本学」という。)では、学生及び教職員など本学に関係するすべての人々の基本的人権が尊重され、相互の信頼関係に基づき、安心して学修・教育・研究・職務等に従事できる快適な環境の確保と、これを将来にわたり維持することが大切であると考えています。

ハラスメントは、人格を傷つけ、個人の価値を否定する行為であり、いかなる場合においても決して許されるものではありません。

本学におけるハラスメント等の人権侵害を防止し、快適な学内環境を維持・発展させることを目的とし、構成員ひとりひとりが全てのハラスメントの排除に努めるとともに、本学はあらゆるハラスメントの防止に努め、起きたハラスメントに対しては、本学ハラスメント防止規程に基づき、適切に対処してまいります。

---

## ハラスメントとは？

---

「ハラスメント」とは、嫌がらせのことで、相手の気持ちに反する言葉や行動によって、相手に不快な気持ちや不利益を与え、勉学や仕事の環境を害することをいいます。

大学の中でもハラスメントは起こります。例えば教職員と学生の間で、教職員同士や学生同士の間でも問題になります。

言動だけではなくメールやブログ、掲示板への書込みなどにより、他人を傷つけることもハラスメントに含まれます。ハラスメントは、私たちの仕事や学修に不利益をもたらし、職場や就学の環境を悪化させることになります。

「セクシュアルハラスメント」とは？

相手が嫌がっているのに、性的言動をして相手に不愉快な思いをさせたり不利益を与えたりして、勉学や仕事の環境を害することをいいます。

(具体例)

- ・性的な冗談、からかい、質問
- ・わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ・性的な噂の流布
- ・身体への不必要な接触
- ・性的な言動により相手や周りの就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ・交際、性的な関係の強要
- ・性的な言動に対して拒否等を行った部下等に対する不利益取扱い
- ・その他不快感を与える性的な言動

「アカデミックハラスメント」とは？

教育や研究の場において、優越的立場にある者が不適切な言動・指導・待遇によって学生の勉学、研究意欲を害し、勉学・研究環境を悪化させることをいいます。

(具体例)

- ・正当な理由なく、文献・図書や機器類を使わせない等、学修・研究活動を妨害する
- ・本人の希望に反する研究計画や研究テーマを押しつける
- ・正当な理由なく、教員が学修の成果や成績に対し不当に低い評価をする
- ・卒業・修了の判定基準を恣意的に変更する等、卒業・進級を妨害する
- ・学生のアイデアや、調査データ等を無断で使用し、自らの論文等に記載する
- ・特定の学生に対して侮蔑的言動をする、教育的指導を拒否する等、不当な差別行為を行う
- ・学生への指導上、相手を傷つけるネガティブな言動を行い、精神的に虐待する

「パワーハラスメント」とは？

職権などのパワーを背景にして、本来やるべき業務内容を超えて、個人の人格や尊厳を傷つける言動を行い、仕事をやろうとする環境を悪化させることをいいます。

(具体例)

- ・隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと
- ・私的なことに過度に立ち入ること
- ・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと
- ・業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ・暴行・傷害等身体的な攻撃
- ・脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うこと

「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」とは？

職場において行われる上司・同僚からの言動により、妊娠・出産した女性や育児・介護休業等を申出・取得した者等の就業環境が害されること

(具体例)

- ・部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用することを阻害する言動
- ・部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ・部下又は同僚が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等
- ・部下の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為
- ・部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為